

(3) 都道府県財政比較分析表(普通会計決算)

平成30年度

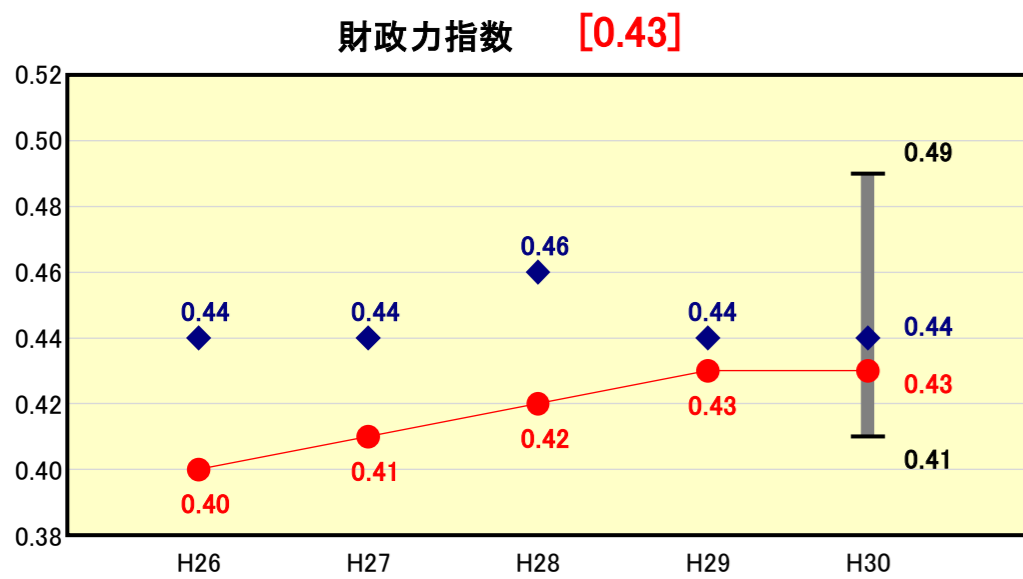
奈良県

人口	1,362,781	人(H31.1.1現在)	実質赤字比率	-	%
うち日本人	1,350,265	人(H31.1.1現在)	連結実質赤字比率	-	%
面積	3,690.94	km ²	実質公債費比率	9.7	%
歳入総額	499,121,994	千円	将来負担比率	152.7	%
歳出総額	493,623,933	千円	グループ	H26 C H27 C H28 C	
実質収支	1,267,851	千円	(年度毎)	H29 C H30 C	
標準財政規模	322,165,901	千円			
地方債現在高	1,088,718,525	千円			

● 当該団体値
◆ グループ内平均値
T グループ内の最大値及び最小値

※ グループとは、道府県を財政力指数の高低によって5つに分類したものである。
〔 Aグループ 1.000以上、Bグループ 0.500以上1.000未満、Cグループ 0.400以上0.500未満、Dグループ 0.300以上0.400未満、Eグループ 0.300未満 〕
※ 「人件費・物件費等の状況」の決算額は、人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。
※ 人口については、各調査対象年度の1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口に基づいている。
※ グループ内順位及び都道府県平均は、平成30年度決算の状況である。また同一グループの団体が存在しない場合、グループ内順位を表示しない。

財政力

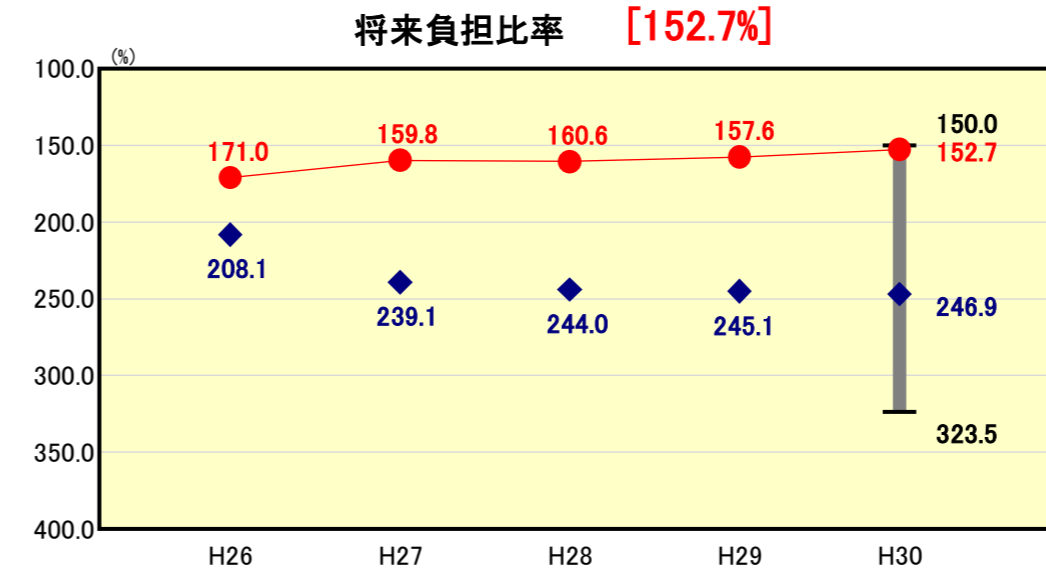


グループ内順位 7/10 都道府県平均 0.52

財政力指数の分析欄

グループ内平均を下回っているのは、県税収入が歳入全体の3割程度に留まるなど、財政基盤が脆弱であるためである。今後においても県税徴収率の向上など歳入の確保に努めるとともに、職員定数の適正化を進めるなど、歳出の節減合理化に努める。

将来負担の状況

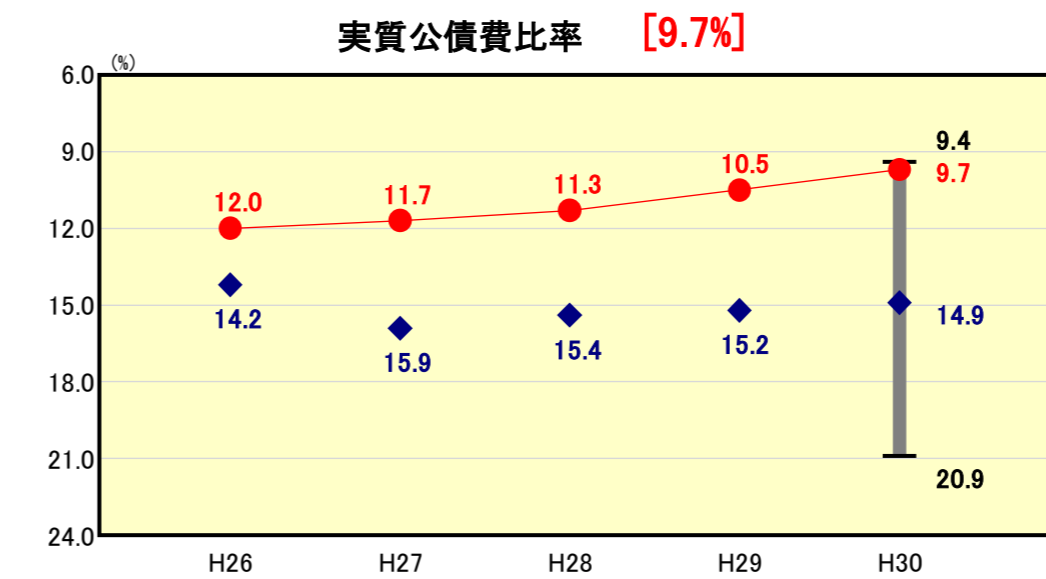


グループ内順位 2/10 都道府県平均 173.6

将来負担比率の分析欄

グループ内平均を下回っているのは、投資的経費に充当する通常債について発行抑制に努めてきたことや、交付税措置のある財源的に有利な県債を活用してきたこと、また、退職手当負担見込額の減少によるものである。引き続き通常債の発行抑制や職員定数適正化等に努め、将来負担を極力軽減する。

公債費負担の状況

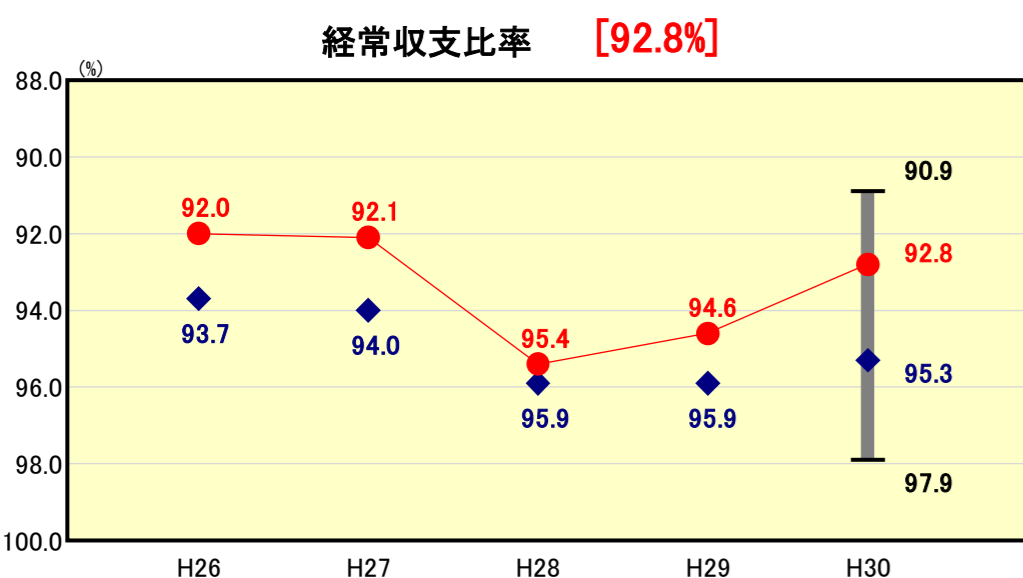


グループ内順位 2/10 都道府県平均 10.9

実質公債費比率の分析欄

グループ内平均を下回っているのは、投資的経費に充当する通常債について発行抑制に努めてきたことや、交付税措置のある財源的に有利な県債を活用してきたことによるものである。引き続き今後の公債費負担の軽減のため、通常債の発行抑制に努める。

財政構造の弾力性



グループ内順位 3/10 都道府県平均 93.0

経常収支比率の分析欄

平成30年度においては、社会保障関係経費は引き続き増加したものの、県税収入や地方譲与税が増加した結果、経常収支比率は前年度より低下した。グループ内平均を下回っているのは、公債費がグループ内の他団体よりも低いことが主たる要因である。今後も、通常債の発行を抑制するとともに、経常的な経費の抑制に努める。

定員管理の状況

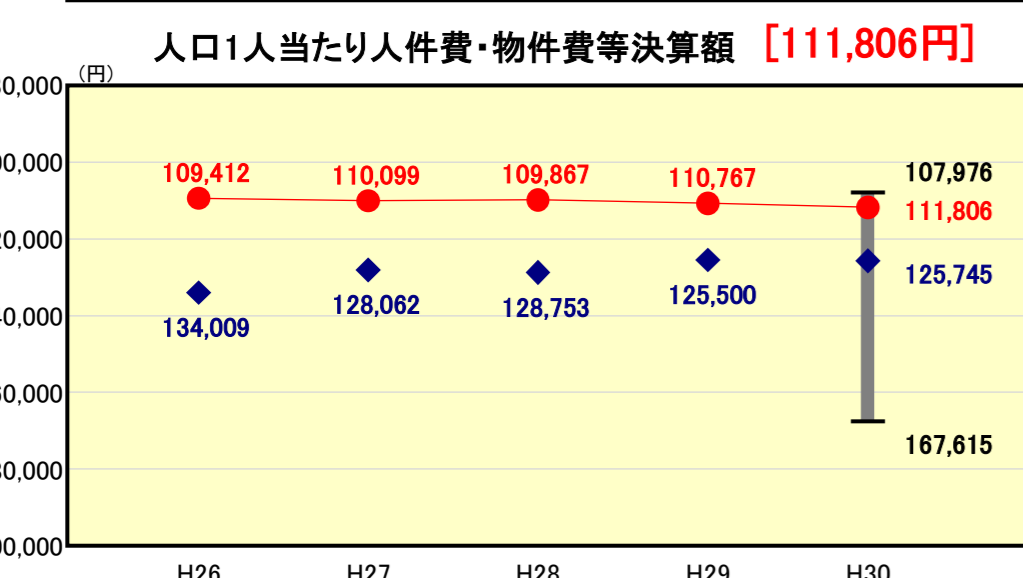


グループ内順位 2/10 都道府県平均 1,028.73

人口10万人当たり職員数の分析欄

グループ内で2位と少ないのは、平成11年度から平成30年度までの20年間にわたる職員定数適正化の実施と県立医科大学、県立病院及び県立大学の地方独立行政法人化により、4,498人(21,227人→16,729人)を削減したことによるものである。今後も引き続き、職員定数の適正化に取り組む。

人件費・物件費等の状況

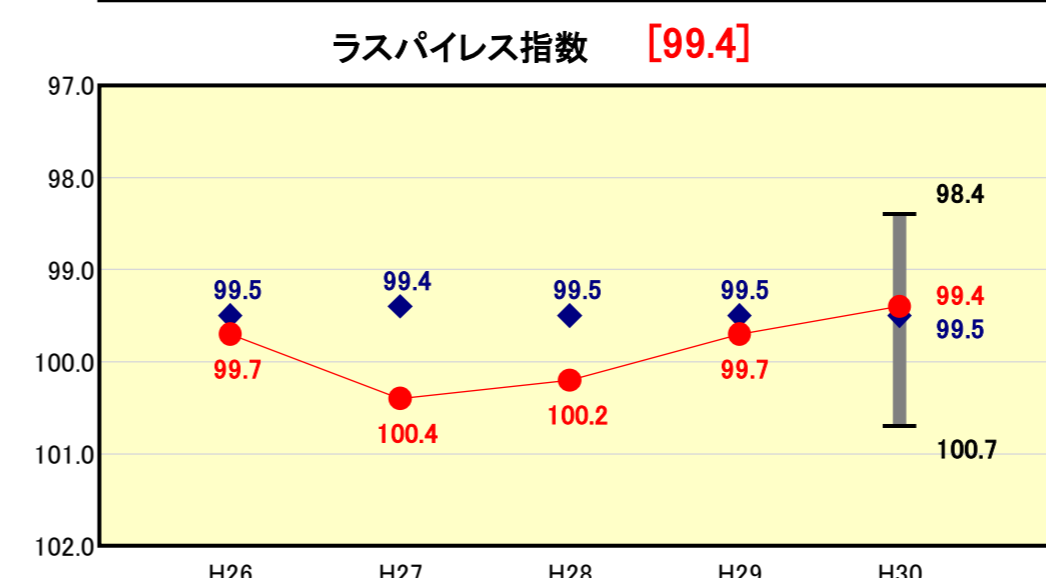


グループ内順位 2/10 都道府県平均 109,257

人口1人当たり人件費・物件費等決算額の分析欄

グループ内平均を下回るのは、職員定数適正化の取組により人口10万人あたりの職員数がグループ内で2位と少ないことや、光熱水費・内部事務費の節減や事務事業の見直し等に取り組んできたことにより、物件費等の節減合理化を行ってきたことによるものである。今後も、職員定数の適正化や物件費等の節減合理化に努める。

給与水準 (国との比較)



グループ内順位 5/10 都道府県平均 99.8

ラスパイレス指数の分析欄

グループ内平均と概ね同水準であるが、地域手当を考慮した場合には指数がグループ内で2番目に少ない98.1となる。これは、本県の地域手当の支給率が国基準より低いことによるものである。今後も適正な給与水準を維持するため、諸手当等の見直しを引き続き行う。